

お 願 い

この度は、工事下請注文書をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございました。

誠に恐れ入りますが、工事下請注文書をご使用になる際、“履行遅滞の遅延利息”と“過払の返還利息”の%欄は 2.5 と記入してください。

利息の率は、下記の財務省告示を参考に決めています。

本来でしたら、利息の率は工事下請注文書に印刷しておくべきですが、下記の変遷のとおり、直近の数年は毎年のように改正されていますので、あらかじめ印刷しておくことができません。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める財務省告示の変遷

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定 8.25%

↓

平成	25年4月1日	3.0
	26年4月1日	2.9
	28年4月1日	2.8
	29年4月1日	2.7
令和	2年4月1日	2.6
令和	3年4月1日	2.5

また、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成される建設工事請負契約書については、印紙税が軽減されることが国税庁より発表されております。

金額は以下の通りとなり、注文請書の裏面にも記載しております。

	200万円以下	200円
200万円超	300万円以下	500円
300万円超	500万円以下	1千円
500万円超	1千万円以下	5千円
1千万円超	5千万円以下	1万円
5千万円超	1億円以下	3万円
1億円超	5億円以下	6万円
5億円超	10億円以下	16万円
10億円超	50億円以下	32万円
50億円超		48万円

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。